

## 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第63回）開催結果概要

### 1 日時

令和元年9月24日（火）午後3時から午後4時30分まで

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

出井直樹，井堀利宏，奥山信一，川出敏裕，小林篤子，中山大行，山田文，  
山田真紀，山本和彦（座長），横井弘明，和田雅樹

（事務総局）

石井伸興審議官，内田哲也総務局参事官，  
渡邊達之輔民事局第二課長，福家康史刑事局第一・三課長，  
中島崇行政局第一課長，澤村智子家庭局第一課長

### 4 進行

#### （1）意見交換等

##### ア 第9クールの方針・進め方について

内田総務局参事官から，第9クールの検証の基本的な方針について，①第6クール以降に引き続き，統計データの分析を中心としつつ，主に第一審の運用について，従来の検証において示された長期化要因の分析や運用上の施策等のフォローアップを行うこと，②第8クールに引き続き，民事事件・刑事事件・家事事件について実情調査を実施し，その結果を踏まえた検証を行うことが説明された。

（井堀委員）

○ 統計データの分析方法について，平均審理期間に加えて審理期間の分布が正規分布なのかばらつきがあるのかなどを分析することも考えられるのではないか。その結果，興味深い要因が出てきた場合には，報告書に取り

入れてもよいのではないか。

(山本座長)

○ 前回も同様の御意見をいただいたと思うが、事務局としてはいかがか。

(石井審議官)

○ 統計データの分析方法やどのようなデータを分析に用いることができるかについては、御示唆を踏まえて検討していきたい。

(出井委員)

○ 今回の検証の進め方について異論はない。これまでの検証検討会でも何度も議論された上で方向性が示されていることは十分承知しているが、検証検討会は迅速化法に基づくものであり、裁判手続の運用面だけではなく、制度面や基盤整備の立案にも資するものである必要があると思う。こうした趣旨を具体的な検証項目や実情調査の調査テーマに落とし込むことは難しいことではあると思うが、このことは是非忘れないようにしていかなければいけないと思っている。

(山本座長)

○ これまでも中尾元委員から繰り返し指摘を受けていたところであり、引き続きその点にも注意しながら検討を進めていきたい。今回の検証の基本的方針については原案どおり了承いただいたと思われるので、続いて基本的方針を受けた検証内容のイメージについて説明していただきたい。

## イ 検証の視点について

### (ア) 統計データの分析について

内田総務局参事官から、第9クールにおいても、これまでの検証と同様、民事第一審訴訟事件、刑事通常第一審事件、家事事件、上訴審訴訟事件を幅広く取り上げ、重要かつ基本的な統計項目を中心に整理・分析をするとともに、その時々検証対象等に応じて掲載すべき統計などを検討する方針等が説明された。

(イ) 民事第一審訴訟事件に関する検証について

渡邊民事局第二課長から、第9クールの検証においては①第8クールで取り上げた争点整理における裁判所と当事者との間の認識共有について、裁判所及び弁護士における問題意識や議論状況の実情を引き続き調査して、裁判所による釈明権の行使や暫定的心証開示、口頭議論の活性化のための裁判所及び代理人の準備の在り方といったこれまでの検証で指摘された問題点が克服されているかという点を含めてフォローアップを行うとともに、認識共有の前提となる裁判所及び当事者の期日間準備の現状や、充実した期日間準備を阻害する要因、準備を充実させるための実務上の工夫例等について実情を調査する、②合議体による審理については、適切な付合議や付合議後の迅速な審理に向けた取組の進捗状況を継続的に把握するために、第8クールと同様の調査項目を確認的に調査するといった方針が説明された。

(ウ) 刑事通常第一審事件に関する検証について

福家刑事局第一課長から、第9クールの検証においては、①引き続き公判前整理手続の長期化要因の分析、充実・迅速化に向けた方策等を検証テーマとする、②第8クールの検証結果や最近の公判前整理手続の動向を踏まえて、自白・否認の別や証拠構造など、事件の内容に応じた対応といった分析的な視点を加え、自白事件について公判前整理手続の迅速化に向けての工夫や、事案に応じたメリハリのある進行という観点からの工夫などについて実情を聴取するといった方針が説明された。

(エ) 家事事件に関する検証について

澤村家庭局第一課長から、第9クールの検証においては、①調停成立に至るまでの調停運営をより合理的かつ効果的に進めるためにどのような工夫が考えられるかを検証する、特に裁判官関与を充実させる取組が浸透しつつある中で、いわばフロントラインに立つ調停委員がどのような調停運

営を行っているのかという実情を把握した上で、改めて調停運営の在り方を検証する、②人事訴訟の長期化の要因について実情を調査するとともに、より合理的かつ効果的な審理の在り方について検証するといった方針が説明された。

(山田文委員)

- 民事について、ノン・コミットメントルールの内実や、これが手続内で実現されることの保証があるかどうかという点が、必ずしも裁判官と弁護士の間で共通認識になっていないように思われることから、ノン・コミットメントルールについてどのように手続的な説明がなされているかなどの実情を伺いたい。

争点整理において、裁判所が次回期日に向けたいわばアジェンダ設定をするという実務があると伺っており、これにより代理人としては依頼人に予め関連する事情を聴いておくことができるので、非常に効率の良い争点整理ができるのではないかと思う。しかし、弁護士側からはこうしたアジェンダ設定はされていないという声も聞かれるので、この点の実情を伺いたい。また、裁判所側が代理人側に対してアジェンダを連絡するタイミングについても伺いたい。

(渡邊民事局第二課長)

- ノン・コミットメントルールについては、実情調査において、裁判官がノン・コミットメントルールを意識した訴訟指揮をしているか、それが弁護士に伝わっているか、弁護士はどう受け止めているかを聴取することによって、ノン・コミットメントルールが機能する環境にあるかどうかといった点を検証することが考えられるが、御意見を踏まえて検討させていただきたい。

アジェンダ設定の点については、事務局としても委員の御指摘と同様の問題意識を持っており、まさに今回の検証において期日間準備に焦点を当

て、期日間準備において、裁判所がどのようなことを考え、代理人側がどのように活動しているかを調査したいと考えている。実情調査では、次回期日で行う事項を裁判所がきちんと伝えているかどうかということや、代理人側の受け止めについても聴取することが考えられる。

(山田真紀委員)

- 民事実情調査のテーマの骨子について異存はない。争点整理の手法についてはかなり議論されてきたと思うので、これを実際に取り捨選択して具体的な場面で自分のものとして使うことができているかといった点について、個別の事案に即してでもよいと思うが、実情を聴くことが今の時期としては重要だと思う。

期日間準備は非常に重要であると考えている。アジェンダ設定については、裁判官が準備書面の内容を踏まえて期日で質問したい事項を代理人に事前に伝えておくことで、期日で回答を得ることができ、次の期日では更に先に進めることができるという考え方がある一方で、期日間に片方の代理人のみに連絡することが適切かといった点については色々な考え方があり、人それぞれのやり方があると思う。こうしたことも絡めて確認すると様々な実情を聴取できるのではないか。

(渡邊民事局第二課長)

- どのように聴取するかを含め、聴取事項を検討したいと思う。

(出井委員)

- 代理人側からすると、争点整理手続期間の短縮だけではなく、審理を充実したものにすることも大事だと思う。この観点からも期日間で裁判所側と代理人側がそれぞれどういう活動をしているのかは重要であり、無目的に期日を重ねるのではなく、アジェンダを設定することで、次回期日に向けた宿題を課し、それを果たしていくということが理想だと思う。

実情調査はサンプル調査という限界はあるものの有効な手法であると思

う。裁判所側は、裁判体の独立の観点から統一的な運用ができるわけではなく、弁護士側も、大規模な弁護士会では会員全員が問題意識を共有するのは難しく、むしろ小規模な弁護士会の方が緊密に情報共有できるのかもしれない。今回の実情調査の調査先についての検討状況をお聴きしたい。

(渡邊民事局第二課長)

- 前回の実情調査では争点整理の取組が進んでいる庁を実情調査の対象としたが、今回はこれとは異なる観点から平均審理期間や未済事件の処理状況の推移といった統計等を複合的に検討するとともに、庁の規模や各裁判官の執務状況、地理的な要因等について、偏りのないようにバランスよく調査対象を選定したいと考えている。

(奥山委員)

- 今クールの方針について異論はないが、民事調停に関する検証を行うことを検討していただければと思う。民事では社会的道義を外れたことで訴訟につながる場合があり、建築紛争についても内輪揉めやボタンの掛け違いのような事案があることから、建築学会でもどうすればこのような訴訟を少しでもなくすことができるのかを議論している。医事や建築といった専門家が関与する分野では、民事調停等の情報がフィードバックされることにより、専門家としても紛争が起こらないよう身構えることができ、紛争を減らしていけるのではないかと思う。時間的な制約があることは理解しているが、この検討会で民事調停に関する検討を行い、一部でも報告書に生の声を反映するなど、社会に情報を還元して良い方向に向かっていくようにしていただければと思う。

(渡邊民事局第二課長)

- 建築紛争に関しては、東京、大阪では調停手続を活用して効率よく審理を進めている。専門的知見を取り入れるための調停の活用については、これまでも建築紛争に関する分析の中で検討してきており、建築の分野では

かなり活用が進んでいるが、医事分野ではまだ活用が進んでいないという実情にあるため、今後、活用に向けた方法を検討していかねばならないと考えている。一方、調停事件の数は事件全体から見ると非常に少なく、その大半は簡裁の事件であること、民事調停事件の審理期間は長期化していないことなどを踏まえ、迅速化検証で取り上げることについては慎重に検討する必要があると考えている。

最高裁では調停の広報活動に力を入れており、広報を通じて社会に調停の活用に関する知見を提供していきたいと考えている。

(山本座長)

- 第5クールでは、社会的要因に関する検証において調停を含めた裁判外の紛争解決手続の在りようなどを検討したところであり、民事調停も迅速化検証の枠組の中で検討できる事項だと思っている。今後、知的財産分野でも調停が導入されると伺っており、民事調停についても、引き続き検証検討会の枠内で検討していきたい。

(出井委員)

- 奥山委員の御指摘は重要だと思う。今クールで取り上げることは時間的な制約もあって難しいかもしれないが、紛争の社会的要因の分析という視点は持ち続けていかねばならないと思う。統計データについても、井堀委員から御提案があったが、事件票を変更せずに可能な範囲で様々な視点で分析を行っていただきたい。

家事については、事件数が増加していることもあり、制度及び基盤整備の観点から重要な分野であると思っている。第8回報告書でも関係職種間の連携の重要性が指摘されており、実情調査の際にはこれを踏まえた家裁全体の紛争解決機能の強化という視点を活かしていただきたい。実情調査では、職種間の役割分担だけでなく、基盤として十分なのかということを含めて実情を把握することができるのではないかと考えているので、是非

検討をお願いしたい。

(内田総務局参事官)

- 統計データの分析方法については、現在の事件票から得られるデータを基に分布を検証することができるかどうかなどを検討したい。

(澤村家庭局第一課長)

- 特に調停において関係職種間の連携が必要なことは事務局としても十分認識しており、これまでもそのような観点から裁判官関与の取組を中心に調査を行ってきたところである。先程御説明した検証の視点から、今回の実情調査では調停委員の活動に焦点を当てることとし、これとの関係で職種間連携についてどのように聴取することが相当かを検討したいと思う。

基盤整備に関する御指摘については、事件運営という観点から人的態勢の影響を聴取することが可能かどうかを検討させていただきたいと思うが、それが全庁的にどのような影響を及ぼしているかを検討するためには、一部の庁に対する実情調査だけでは不十分な面があるのではないかと思う。

(小林委員)

- 基本的な方針及び実情調査のテーマの骨子に異存はない。民事については、最近、民事訴訟手続のIT化やファストトラックの導入等に関する報道が相次いでいるが、現在はどのような状況にあるのか。また、一般の方から見るとIT化と迅速化検証の関係性が分かりにくいと思われるので、先の話ではあるが、第9回報告書でその全体像を示すことを検討してはどうか。また、家事については調停委員の役割が変化しているという印象を受ける。以前は調停委員が人生の先輩としての立場で当事者を諭すような形で調停が成立するケースが多かったと思われるが、当事者間の対立が激しい事件が増加し、権利意識も高まる中で、当事者双方が代理人を選任する事件が増加している。実情調査では、調停委員がどのように調停に関与

しているのかだけでなく、限界を感じる場面があるかという点、それが調停の成立・不成立にどのように影響しているか、また今後の調停委員の役割、在り方という根本的な部分についても聴きたいと思う。

(渡邊民事局第二課長)

- 民事訴訟手続のIT化については、現行法の下で実施可能な手続について令和2年2月頃から順次展開していく予定であり、今クールで取り上げるとは時期尚早であると考えている。また、ファストトラックについては関連する立法について議論されているところである。IT化は民事訴訟の在り方自体に変化をもたらすものと考えられ、これがどのように波及していくかは迅速化検証を進めるに当たり非常に重要な問題だと考えているので、必要に応じてIT化の検討状況についても適宜御説明をさせていただきたい。

(山本座長)

- 私も民事訴訟手続のIT化の検討に携わっているが、IT化の検討はまだ始まったばかりであり、今クールで検証対象とすることは難しいと思われる。ただ、今後、IT化が迅速化検証にも大きく影響してくるだろうと思っている。

(澤村家庭局第一課長)

- 調停委員の役割について、紛争の激化や当事者間の対立構造の明確化の中で変化があることは御指摘のとおりであり、調停委員の役割について改めて認識しなければならない時期にあるという言い方もできると思われる。裁判所も、調停委員に対する研修や裁判官との評議を通じて、調停委員が役割を認識し、その役割に応じた調停運営をすることができるよう日々工夫していると思う。実情調査では、そのような工夫や、調停委員自身の役割認識、調停運営に当たり困難と感じる部分やそれを解消するための工夫等を質問することが考えられるので、御指摘を踏まえて検討させてい

ただきたい。

(山本座長)

- 是非，調停委員の悩みの部分をうまく聴き出せるような形で，ヒアリングできればよいと思う。

(山田文委員)

- 家事事件手続法は，調停手続の透明化や当事者との情報共有を打ち出したものと理解しているが，当事者双方同席の下で事情を聴き取ったり情報共有をしたりすることも合理的な調停運営の一つの方法であり，当事者にとっても透明な手続と言い得る。最初の手続説明や期日終了時の説明を双方同席で行っている裁判所や，双方同席での事情の聴き取りといった工夫をしている裁判所もあると聞いているので，双方同席での手続運営の実情についても調査していただけるとありがたい。

(澤村家庭局第一課長)

- これまでの実情調査においても，冒頭の手続説明や，いわゆる「終わりの会」における次回の準備事項の確認を双方同席で行っているという工夫例が紹介された。今回の実情調査先でも，そのような工夫があるかどうかを含めて聴取したい。

(和田委員)

- 刑事について，実情調査のテーマの骨子に異論はない。ただ，自白・否認の別については，否認事件にも徹底的な否認から一部否認まであり，自白事件の中には情状に関して熾烈に争われる事件もある。また，証拠構造についても，間接証拠で立証される事件と直接証拠のある事件とがすっぱり分かれるものではなく，色々なパターンがあるし，裁判員法50条の鑑定により長期化することもあるため，事件の内容に応じた分析を行う際は，抽象化するよりも事案に応じて分析するという視点が必要である。

(福家刑事局第一課長)

- 御指摘のとおり、例えば自白事件といってもずっと否認や黙秘をしていて、最後に自白に転じるという事件もあり、自白・否認の別や証拠構造についてどのような切り口から分析するかは難しい問題である。ただ、自白事件については、否認事件と比較して公判前整理手続期間が短縮化傾向にあり、その要因に着目して工夫例を聴取し、共有することは可能であると考えている。御指摘を踏まえ、自白事件・否認事件の中でどのような事件が長期化しているのか、50条鑑定を実施した事件について短縮化の工夫等があるかどうかといった視点も意識して実情調査を行いたい。

(横井委員)

- 刑事に関する実情調査の方針について、前回と同様のテーマで分析を深めることについて異論はない。ただ、日弁連の委員会などでは、裁判員裁判のスケジュールがタイトになっており、打合せの段階で期日を予約しないと数か月先になってしまうという話や、非対象事件にしわ寄せが来るといった話を聞いている。実情調査先については、適度に事件数があって、上記のような悩みが多そうな裁判所を選定していただければと思う。

(福家刑事局第一課長)

- 実情調査では、ある程度事件数がある裁判所を調査先として、期日の仮予約等の工夫を聴いて実情を把握したい。

(中山委員)

- 今回の検証の視点について、基本的には賛成である。50条鑑定については、裁判所の方針が必ずしも当事者には分からないことが長期化要因になっているのではないかという指摘がある。私自身も、最初の打合せの段階で、50条鑑定についての裁判所の考えを伝えたことで当事者の準備が進んだという経験がある。そのような各庁の工夫について実情を調査できれば有益である。また、自白事件の関係では公判前整理手続が迅速化してきたところであるが、このまま放っておくとどうなるかわからないとも思

っているので、自白事件でどういう争点整理をすべきなのかについて、実情調査をすることは有益だと思う。

(川出委員)

- 公判前整理手続の長期化要因については前回の実情調査である程度聴取できたが、これ自体はどこで聴いても同じ回答になるのではないかと思う。今回は各庁の取組を中心に聴き、その中でうまくいっていない部分があれば、それが長期化要因の一つになっているとも考えられるので、重点的に聴取するとよいのではないか。また、事件数が少ないところでは取組にも偏りがあり、人による違いもあると思われるので、ある程度事件数があり、裁判所内でも議論や取組がされている庁を調査先として選定してもらいたい。

(井堀委員)

- 全体について、社会的なトレンドとしてはIT化と並んでグローバル化が挙げられる。同質的な当事者同士に比べ、異質的な当事者同士の争いは長引くと考えられる。今後、いずれの分野でもグローバル化の影響が出てくると思われ、事件の数としては少ないかもしれないが、長期的には平均審理期間にも影響する可能性がある。今回は難しいかもしれないが、今後のテーマとしてグローバル化という観点からも実情が聴けるとよいと思う。

(山本座長)

- 重要な御指摘であり、最近、民事や家事の分野では立法による国際裁判管轄に関するルールの明確化も進んでおり、事件数も以前と比べて多くなっていると思われる。韓国の裁判所では涉外事件の専門部もあると聞かすが、日本の場合は各裁判所に分散して係属しているので、やや全体的な動向は分かりにくい。個人的にも関心を持っているところである。

(出井委員)

- 国際的紛争は数としては多くないものの事件の重みとしてはかなりのプレジンスがあり、日本の司法制度として向き合わなければならない問題であるし、そもそも日本語のみで手続を進めることについても検討しなければならないと思う。今回の検証でIT化や国際化の観点を取り入れることは難しいと思うが、今後、どの段階でどのように検討すべきか自分としても是非検討したいと思う。以前、検討会で企業法務の実情を取り上げたこともあると思うので、国際的な知的財産紛争や家事事件についてトピックとして取り上げて検討することは可能だと思っている。

(山本座長)

- 民事の統計については、前クールでも指摘されたように、過払金事件が少なくなってきたことを踏まえ、過払金等事件を除外する処理をいつまで続けるのかを検討する時期に来ていると思う。この処理では、過払金事件以外の事件も統計から除かれることになるので、その当否も問題になる。そこで、過払金事件の現状について御説明いただきたい。また、家事については、代理人の有無により調停委員の役割がかなり違ってくることがこれまでの実情調査でも現れているが、代理人がついていない場合の実情をうまく把握できないという問題がある。方法としては調停委員や訴訟段階で代理人になった弁護士から聴取することが考えられるが、利用者に直接調査をすることもあり得るのか。代理人のついていない事件における調停運営の全体像を把握するための方法やあい路について伺いたい。

(渡邊民事局第二課長)

- 過払金事件は、地方では減少しているが、貸金業者の本社がある首都圏近郊では依然として一定数の事件があるため、前クールでは、過払金等事件を除外する処理を継続した。もっとも、全体として過払金事件の減少傾向は続いており、全事件と過払金等事件以外の事件の平均審理期間の差も

わずかになっていることからすると、今クールからはこの処理を改めることも視野に入れて検討したい。

(澤村家庭局第一課長)

- 代理人がついていない事件についてはこれまでも指摘をいただいたところであるが、今回もこれまでと同様に、裁判官や調停委員に加え、弁護士から、相手方に代理人がついていない場合や訴訟段階で受任した場合について聴取することを検討している。また、御指摘のように利用者に直接聴くことは理想ではあるが、迅速化検証の一環として最高裁判所が利用者アンケートを実施するとなると、方法の検討や準備が必要になることに加え、個別の訴訟運営や調停運営への干渉にならないかという問題もあるため、慎重な検討が必要であると考えている。効果的な検証の在り方については、今後も引き続き検討させていただきたい。

(山本座長)

- 色々な意見をいただいたが、実情調査の具体的な方針について、大枠として異論はないということによいか。本日いただいた意見は、事務局が実情調査における具体的な質問事項を検討する際に考慮していただくこととしたい。

## (2) 検証の進め方について

内田総務局参事官から、第9クールの検証の進め方に関し、来年の2月から5月にかけて、民事、刑事及び家事それぞれについて前半の実情調査を行い、7月の検証検討会での意見交換を踏まえ、必要に応じて調査事項等を見直すなどして、9月から11月にそれぞれについて後半の実情調査を行うといった方針が説明され、異論なく了承された。

## (3) 今後の予定について

次回の検討会は、前半の実情調査終了後である来年7月に開催することとし、具体的日程については追って調整することとなった。

(以 上)